

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成15年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について（案）」に対する意見募集結果について

< 経済産業省同時発表 >

平成17年1月7日（金）  
環境省環境保健部環境安全課  
課長：上家 和子(内線 6350)  
補佐：東 利博(内線 6360)  
担当：渡邊 真功(内線 6358)

環境省は、経済産業省と共同で「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成15年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について（案）」について、平成16年11月12日から12月10日まで意見募集（パブリックコメント手続）を実施しました。その結果、延べ26件の意見が寄せられ、これらに対する考え方・対応について取りまとめました。

## 1. 経緯

平成11年7月に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づくPRT R制度は、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌等）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届出を行い、国は事業者からの届出とともに統計資料等を用いた推計に基づき対象化学物質の排出量・移動量を集計し、公表するものです。

環境省及び経済産業省では、平成13年度以降、事業者からの届出の集計を行うとともに、届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）についても推計を行い、毎年度公表を行っています。

このたび、環境省及び経済産業省では、平成14年度の届出外排出量の推計作業以降に得られた最新の知見を利用しつつ推計方法の見直しを行い、「第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令」第5条第2項から第4項までに規定されている、対象業種以外の業種のみを営む事業者からの排出量、家庭からの排出量、移動体からの排出量の各算出事項について、平成15年度の届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方の案を取りまとめ、平成16年11月12日から12月10日まで意見募集（パブリックコメント手続）を行いました。

今回、寄せられた御意見及びそれらに対する考え方・対応について、別添のとおり取りまとめました。

## 2. 意見募集方法

(1) 募集期間：平成16年11月12日～12月10日

(2) 告知方法：環境省及び経済産業省のホームページ、記者発表

(3) 意見送付方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

### 3. 受付意見数

延べ意見提出数 26件

(意見提出者数は、団体2件、個人5件の合計7件)

### 4. 受付意見の概要

意見の内訳は以下のとおりです。

(1) 基本的な考え方に関するもの	6件
(2) 各事項の算出方法の概要に関するもの	
対象業種を営まない事業者からの排出量及び 家庭からの排出量	12件
移動体からの排出量	3件
(3) パブリックコメントの対象外の事項に関するもの	5件
	合計26件

提出された意見の中には、同様の内容と考えられるものがあったことから、提出された意見を別添のとおり整理し、それぞれに対して考え方・対応を取りまとめました。

### 5. 今後の対応

今回いただいた御意見を参考に、届出外排出量の推計方法を確定し、平成15年度届出外排出量の推計作業を行うこととしています。結果については、推計作業が完了次第、対象事業者の届出事項の集計結果と併せて公表する予定です。

(別添)「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき国が算出する平成15年度届出外排出量の推計において見直しを行う部分の考え方について(案)」に寄せられた意見に対する考え方・対応